

時報

駅 通 情 報

第64号

公狀（物）の継送りが

有料化に移行する過渡期の実態（三）

—新郵便制度施行後も駅通に依存—

「時評」は短文で、かつ、一回で終るのがよいと理解し、そのように心掛けたが、本稿は、三回にわたって連載するに至った。

また、全般的に、専門用語が多く、理解し難い点があると認められることから、今後は極力文章の末尾に「専門用語等の解説」の項を設けて、難解な用語の解説をすることにしたい。

○「創業時の郵便取扱所の開設状況」の項の続き

創業時の郵便路、及び郵便取扱所の配置は、全般的視野にたつてみると、その対象範囲はまだ極く一部の地域に限られていた。また制度上からみても、まだ附についてばかりで、安定した運営がなされていなかったといふ點の状況にあった。しかし、以上の郵便路を軸にして、以後、次第に奥地へと拡大擴張され、明治九（一八七六）年一月には、全道一箇郵便路が完成し、曲りなりにも郵便の運送上支障はなくなり、公狀私信を開わず、郵便法に基づく國家による地主事業として運用されるようになつた。それまでは郵便取扱所設置場所以外の地域において

て、公狀等有料信書については、駅通に頼らざるを得ない状態が、なお若干の期間続いていた。

以上のことく、明治五年十月札幌以南に郵便制度が施行されたが、それにもかかわらず、翌六年六月二十四日、「公狀遞送費大從來一人之費ヲ給ス來ル七月一日ヨリ通常公狀ハ一人至急ヲ給スル者ハ一人半時刻ヲ記シテ遞送スル者ハ二人ノ賃ヲ給ス」とされている。これは、本府管下の郵便制度の施行が及ばない地域に適用されるものとみられるが、実は、函館管下の公狀廳立について、「十月三日函館管下公文ヲ遞送スル賃費ハ本府管下二微ヒ時刻ヲ記シテ遞送スル者ハ二人至急ハ一人半半使ハ一人ト定ム〔即ち半時刻〕」とあり、郵便制度が施行された地域においてすら、本府管下にならつて、適用するとしている。しかし、根室管下においては、右の明治六年六月施行の公用脚夫賃が適用されたものかどうかは、明確な布達が見当たらない。しかし、同七年五月三日付布告で、「根室支庁ヨリ函館管下開スル公費遞送恩人足七里外メ渡海ニシテ風塵ニ由リ半途速スル便ハサルアリ因テ向今二人賃ヲ給スヘシ〔即ち半時刻〕」とあって、千島函館管下にて公狀の遞送は、七里を越え、かつ天候の安定しない遠隔地にあるので、今後二人分の建立費を支給する」という趣旨である。このような布達が出されていることから考えて、根室支庁管下においては、前述の本府通達の「半使・至急・刻付機い」の支給区分は適用されなかつたのかも知れない。

なお、不審なのは、次の内務省通達である。この通達は、余りにも長文なので、要約して私見をまじえて挙げると、次のとおりである。

「北海道における公狀の建立費は、これまですべて官費支出であると理解していたが、本州においては民費支出であったのだろうか。今後は、管外にまたがるもの、又は御用物に限つて、その建立料金は、官費にするといふのである。だとするならば、管内に発着する公狀は民費ということになる。民費といつても、それは村方料といふことであろう。それにしても、新たなる事実であつて、この点は郵便制度普及に関して解決されるべき問題ではある。」

駅 情 報 駅

書は、すべて有料であるとは限らない点である。

郵便規則(「甲六月改正」)の「無料之書狀要立方」の項に、次の条項があられる。これまた長文なので、原文の記述は省略して要約して擧げる。『國の大事、國民の利害等で官府間に往復する公狀建白書證明書等在中の開封状況で重量三十匁以内、調配途に亘った郵便を郵便役所に戻す場合、駅逓料金及び地方掛(開拓使郵便局等)、相互に往復する郵便は、無料である』といふのである。

○ 公狀の適用範囲

その後に研究曲折はあるが、若干省略して公狀として適用される範囲をまとめてみると、公狀規定には、一般旅人の趣意と異つた問題がある。一般に公狀といふと、單純に公文書入り封筒であると思われがちであるが、必ずしも今日でいう私がのみとは限らない。明治七年六月、函館から小樽へ航送し以後、札幌本町へ陸送を要する公狀が届いた。これは、琉球包に綴合(こんぱう)したもので、「本町御用状琉球包直便道玄武丸ニテ整立候条乍御手數耳地ヲ陸送御計有之度則人足杏人貨錢三十七錢寄附相添……云々」。この公狀包一箇について、人足一人分の實費を支払つている。人足一人を付けて運んだではなく、包一箇に対し人足一人分の料金を支払つたということである。

公狀の趣意は、前述のとおり、平便人足一人分、至急一人半、割付二人分となつてゐるが、その他については明確な規定はない。要するに、二グラムの信書も、二キログラムの粗包も同じ一箇の公狀として、定則は一箇当たりの重量の定めはない。おそらく、開拓使内部における内規的取り決めはなかつたのであろう。

○ おわりに

江戸時代から残ってきた宿駅による公狀(物)の無料郵送りが、明治四年正月を期して有料化された。しかし、この教授を担当者は、從前どおり、旧和人地は地

元村方、また東西郵便地は、場所請負人から業務を引継いだ郵便であった。

この転送り業務も、明治五年七月以降、北海道にも施行された新郵便制度に引継がれるはずのものであつたが、地域広大、駅間距離、距離等、運送上の難条件と、創設後間のない制度上の不備等も加わって、郵便制度の施行は円滑に行かなかつた。従つて、公狀(物)の転送りは、既前どおり駅逓に關らざるを得なかつたのである。反面、開拓使支配が奥地に及ぶに従つて、入植者の増加と、それとともに開拓使の出先機関も増設され、公狀(物)の託送も急増し、駅逓の負担が増加した。従つて、対応する転送り分役は限界を超える状態になつてきた。

一般的にみると、転送り業務が有料化されたことによつて、駅逓の經營も円滑に運営されたがみられるが、内実、その実態はそう単純なものではなく、長距離区間の沿海、転送り人馬の不足による他の業務への影響等、またそのうえ、新郵便制度が施行されたといつても、広大な北海道にとつて、全道一周郵便線路が完成した明治九年一月以降も、内地部は極く一部に置きられたものの、他の手付かずの状態であつて、新制度の恩恵に浴するに至らなかつた。

新郵便制度施行後の実態については、各項に記述したが、これをもつて書き終したとはいひ、その業務が、公狀(物)の運送が完全に業務を果たし得るには、今しばらくときを要するのである。

○ 専門用語の解説

① 駅用状と公狀(物)

江戸時代には、幕府又は各藩内に貯蓄する公文書又は公用物件は一般に駅用状又は駅用物といふ。また、明治に入つて諸官署、又はその出先機関との間に開設する公文書及び公用物件は、公狀(物)と称する。

駅 通 情 報

札幌駅周辺における開拓使の
交通網の整備方針とその実態（二）

五 札幌駅周辺の運行と作業状況

札幌駅通所開設の推移

開拓使としては、札幌駅通所設置計画に基づき開設の前年、これまで財府が經營していた「札幌有馬牧場」から駒馬として駒馬を移すこととした（頭数不詳）。この牧場には、弘化元（一八四四）年には一七五三頭をピークに、慶応元年には六三七頭に減っていたが、札幌駅通所には、このうちから駒馬として移入し、独立してにも不自由しないだけの馬が調査されていたのである。一方、札幌駅通所の取扱人は、開設時には、本村某が任命されたが、駒舎は、その後たびたび移転し、都度、駒舎も改築され、取扱人も長続させ交替したのである。

当時の状況から推測して、過大な取扱いがあることは推測されるが、そのほか、本府の陸元だけに口うるきい官員の日が届き過ぎ、指揮過多のせいもあったことが考えられる。なお、開設時は、「開拓使—札幌駅—北海道厅」の時代を経て、明治二十二年四月二十五日をもって廃止されたのであるが、「開拓使事務局」とよると、開設時には「市内、渡島通り」まででの駒本陣に移し年金一五〇円、定額人足賃六七二円（一ヶ月給六四円）を納した。九年十月取扱金年六〇〇円、その後しばしば移転し、十四年五月、南（西）に移転した」とある。これを見ても、前面のとおり、明治二十二年廃止されたのである。しかしながら、駒馬の運送の多くは鉄道に移り、運送形態も変化して駒馬の任務も薄れたのであった。

前出の事情から、駒馬取扱人はたびたび交替したが、①初代取扱人・本村某は在任七か月にして、②二代・石川林太郎

2 札幌駅通所の具体的操作実態

前述のとおり、札幌駅通所（本陣）は、開拓使が本府を札幌へ移す直前の明治四年二月に開設された。

この駅通所の開設を待つていたかのように、本府建設に必要な木材の輸入や、官員・労務者の受入れが始まり、また、翌五年春には、札幌本通の開削が進められた。これら工事のための石狩・小樽港への木材陸揚げ後の札幌への陸送等、繁忙振りは、目を見張るものがあった。

引き続いて、明治八・九年になると、琴似・見寒・山鼻への屯田兵の入地による兵村の造成、食糧等の搬送等が始まり、駅通の作業の増加は、限界を超え、周辺村々の助農によらざるを得なかつた。

明治七年時の駒馬付属常勤人足を七人にするなど対応したが、需要に追いつかなかつた。この需要増に対する札幌駅通所の致命的欠陥は駒馬が極端に足りなく、常勤の駒馬は頭数より配備されていかつたようである。

開拓は、周辺の村方の馬持を頼りで、農耕用はよいが、農耕用には駒馬を若馬より供給されず、使用に耐えない馬が多くあつたといふ。

この点、江戸時代であれば、幕府道中奉行下の五街道のように、宿村はもちろん駒馬が確立徹底したものと宿駅制で

に統一して③山崎貞興、④石川正義と、いずれも短期間に交替するに至つた。特に、二代目取扱人・石川林太郎は、請負開闢一年一ヶ月にして、二七〇〇円の欠損を生じさせたとあり、その経営の困難性がうかがえる。

四代目取扱人石川正義は、山崎某の後を受けて取扱人になつたが、駅通所には常勤馬がなく、市中馬持の出勤を受けようやく任務を果たしてきた。別途雇いのとおり、馬持の顧書が提出された。

駅 通 情 報

の協力が得られる。②字幕どおり必要量の馬がそらわない、
③駒馬を送り出するものなど、官員から叱りを受けている。
動まないので今月一回で駅馬取扱人を詰めたい」との翻訳である。しかし、開拓使でも後任のなり手がなくこれを受け入れることもできず、願いを却下したというのである。

3 開拓の駅馬村の実態と運用
開拓使は、当初の方針に基づき、明治四年五月、使庁を札幌に移して本府とした。

本府には、多數の官員のほか、建設に必要な木材等、資材のほとんどを本州から搬入したのであった。また、労務者も多數入り込んだが、これらのものの主力は駅馬の手を煩わすこととなる。これまでに前述のことより、本陣と極まる官員の宿泊施設程度のものであつたのを四年二月、駅舎が完成したのを機会に充実させたのである。

しかし、公式に駅馬という名稱を使うに至つたのは、前述のとおり、同五年七月のことであると少し待たねばならない。それに、開拓当時はまだ官員とか、指定された者以外には利用できなかつたのである。

駅馬の名跡について理解を受ける懸念があるので確認しておくと、標題に「札幌駅馬所」と記述したが、これは資料に基づいて記述したもので、後世において誤って記述したものである。札幌駅馬所の開所時にはまだ「本陣」と称していたものと認められる。

前述のとおり、開所以後、本陣・旅館屋並（明治五年五月）、旅館屋（明治五年五月）を経て、明治五年七月駅馬（又は駅馬）と名称を変えたものである。

さて、札幌駅馬所開設後の作業状況はどうであったのかを見ることにしよう。

HO 駅馬の作業対象業務

開拓使の本府勤務、及び地方調査官が本府へ出向のさい

の宿泊、官員への人足、駒馬の搬扱と官用貨物の運送。

（3）八年五月及び九年五月入植の琴似・免寒・山鼻の各帳田

兵村への資材、食糧、日用品の運送等が、当面の主なる作業であった。

右作業だけでも札幌駅馬所の作業量の限界を超えるものであつたのに、そのほか一般の駅馬業務が加わるので、駅馬取扱人はそのままに通され、ついには定期的に勤務し交替するに至つた。

また、地元のほか、入植したばかりの周辺部落の住民は、自己の農作業で手一杯であるのに、駅馬（駅馬への人馬の供出支度詳説は後述）としての札幌駅馬所への狩り出しに遭われたのである。

しかしこの駅馬への支援は、周辺農民にとって必ずしも生活を圧迫するものではなく、人馬提供による金銭収入はむしろ生活を潤し農家の生計を助けるものとなつたのである。

4 駅馬による石炭の運送

駅馬所運営上の問題として、当時の特殊事情の一、二、三を記述する。

今日、我れわれは石炭というと、噸（とん）単位で計量し、一時に多量に輸送することを連想するが、当時の石炭といえば、まだ貴重品であり、現代人には想像のつかないかなり異つた見方をしていたのである。

明治六年六月、留萌支庁から省内産出の石炭二箱（リンド箱程度の大さきか）に書狀一通が添付されて、函館支庁にて送付したいとして、留萌駅馬所へ差出された。

そのきの函館支庁へあてた書狀によると、「石炭を送付するので受け取れたい」

代金（駅馬の取扱料金）十一円九十九銭四厘は、留萌支庁において立替払いしておいた

とのである。

この重量は、一四四kg（約四十四kg）であるとあり、現在の石炭送付量にするとささやかなものである。しかも、この送

転は、前回のとおり翻文書は約一四kgという高額なものである。

また、この翻送りコースは「留萌から函館まで」で、途中、留

萌・室蘭間は陸路、室蘭・函館は航送。以下函館までは陸路で

駅通情報

あり、すべて新規の建立候であるとしている。それは分かるが、万一大の事故発生を考慮して、室蘭森岡の複数は實際には輸送であるのに耐立質の計算は札幌至山路経由の陸路で計算している。

それに耐立質の計算は「馬一匹半、人足四人二分で輸送するとした料金で、留萌駅通所で算出したものである」としている。いかに石炭が貴重品であったかが分かる。

明治年代に入つて農地が開拓され、地下資源の採掘が進んだが、まだ、石炭は専門家の研究資料としての扱いであったのである。

5 来の輸送も駅通の任務

人口が増加すると飯糸・日用品も多量に必要になる。

札幌、及びその周囲も人口が増加するとともに日用品・食料のはとんどは本州からの移入に頼っていたことはもちろんである。

明治十年代に入つても、北海道においては乗作はまだ試行錯誤の状態で食糧のはとんどは、東北・北陸地方からの移入に依存していた。

明治十二年十一月、幕も廻つたころ、函館から札幌駅通所へ次の指令文書が入つた。「米運送之圖二付、錢函ヨリ琴似・山鼻村へ米二百石ノ運送方手配……」というのである。これに對し駅通所では、年本のことでもあり、しかも何分急務であるから二十五日まで待つてほしい、と回答した。

この文書は、當時の札幌駅通所の取扱人石川正義から開拓使を經て田尻兵村に對し回答したものであるが、「函館から琴似と山鼻の西筋村に米一百石を運送する事にとの命令である。

この米は、明治八年五月、琴似に百四十戸、発送に三十二戸、また翌九年五月に山鼻へ百四十戸が入植して、それぞれ屯田兵村を形成したものであるが、全戸家族持であるから合計約千二百人分の飯糸「給与米」である。

駅通所としては、周辺の開拓村々の馬持ちと相談したが、從来も押し迫つて贈り物も心配される時期であり、また、收穫繁忙期でもあり、前面のとおり、十一月二十五日まで待つて

ほし」と申入れたものである。

それにしても、米「百石」といえば、四斗俵で五百俵である。馬一頭に二俵ずつ積んだとしても「二百五十頭を要するのである。しかも、駅通の作業はこれだけではない。万事情況を呈している現況のこと、次々に運送貨物、旅人の輸送では増加する一方である。

①「駒田有馬牧場」

文化元（一八〇四）年、幕府は蝦夷地の駒田有馬を中心にお牧場を開設することとし、以後、盛衰があるものの弘化元年には一七五頭を飼育し、その後明治を迎えて開拓使に引継ぎ、駒馬は駅通等に供給した。

②助成制度

「街道沿いの集落を南駅とし、その場所に人馬を常備した上、主として商用の交通上の需要に充てる」もので、南駅において人馬不足に不足を生じた場合、その周辺の集落において、その不足分を補充するものであり、これを制度化し、義務付けたものである。

③札幌駅

明治十五年二月、本州にならつて北海道も札幌・函館・樺室に駅を置き、同十九年一月これを廃止し、北海道庁を置いた。この開拓を二縣一局（北海道事業局）制といふ。

明治政府へ引継がれた宿駅の沿革（二）

— 松前街道二十一か宿 —

本邦道は、和人地の中でも最も和人の居住が多く、從つて、村方による自治制が確立していた。また、藩主の居住する松前（福山）城の城下でもある。従つて、儒士・幕吏の通行も多く、早くから宿駅制が整備されている街道である。

情 報 駅 通

○上駅馬の軒名

1. 安政元年ヨリ明治十年マテ有川村屬住小杉嘉蔵ナルモノ、持馬五頭ヲ以テ駅場ノ用ニ供ス。其後、村民ノ申合ヲ以テ連伍シ別ニ駅馬ヲ置エス。

2. 人馬貢錢ハ兩前駅二回シ。明治十二年以後ハ平地一里一人足一人分五錢、馬一疋七錢、船一隻一人六錢。

馬一疋八錢トシ、早速其他ハ兩前駅ト同シ。

四 橋梁、その他の

1. 本駅字有川二、二古所（文化二年八月）と翌二年八月

更設）二架シタ。

〔解説〕

本街道筋には、太川が三か所あるが、この川にはそれぞれ橋が架設されており、徒歩に支障がない。徒歩に支障がない。また、明治五年十月、本街道及び以遠の久遠までの間に郵便取扱所が十一ヶ所開設され、当有川にも置局されたが、初代取扱人には前記村名主、小杉六兵衛が就任した。

二 戸切地

… べきりち

1 位置 上駅郡戸切地

2 沿革 安政元（一八五四年六月）設置。名主、村役人等

三駅馬ア寄シ、諸費都テ民費（明治十一年九月廃ス）。

○〔解説〕

開拓使事務報告書には、右の事項以外に記載がないので他の資料によることにしたい。

3 他の資料に見られる記録

(2) 沿革

安政元年六月、田畠府支配ノ節設置ス。以来、同村名主、櫻庭五郎自宅ニ於テ駅務ヲ取扱ヒ其後沿革アリ詳カナラス。明治二年七月ヨリ同十年十一月マテ、マタ

村用係機関長山田自宅ニ於テ取扱ヒ、同年十一月三日リテ、精谷宇兵衛ナルモノノ自己ニ移シ事務ヲ取扱フ。認賛總子民會トス。

明治十二年十月有川村萩野榮吉人馬林立所ヲ設ケルニ及テ改シ後、当村は有川村ト合シテ上駅駅トナル。

橋梁ハ、本道二箇所スルマツテ左二揚ク。本村ニハ、三ツ各村江ノ道路ニ本橋二カ所、明治七年十一月ニ架ス。マタ同村ニ一橋アリ、同八年十一月架ス。（以下略）。

○〔解説〕

本駅は、上駅駅と同時開設であるが、上駅・茂辺地（二里十五町）の中間にあり、余りにも近距離にあるため、宿駅としての必要性に乏しい。ほとんどは荷物の積み替えをせず

通しの宿泊でと認められ、また、宿泊者も少ないであろう。

本街道には、このように近距離宿泊の宿場が多い。距離村の指定を受けている村方が多数あると認められるが、詳しい資料は見当たらない。

○ 資料寄贈お礼

一 關る非常 札幌市 前川公義夫 氏

一 サミットの屋根へ統くものづくり

西小牧市 西川辰美氏

発行年月日 平成二十年十月五日

頃 布 無 料

発 行 者 札幌市南区川沿西条五丁目二二一

史学研究会 主宰 宇川隆雄

TEL ○一一五七一三六〇〇七
E-mail: rashi.hpl.infoseek.co.jp
<http://rashi.hpl.infoseek.co.jp/>